

第16号 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集：山田町復興推進課

災害危険区域の指定と公表について

町では、以前より災害危険区域をお示しして、住民のみなさまに建築制限などについて説明等を行ってきました。このたび詳細な地形測量が完了しましたので、正式に災害危険区域を指定いたします。

指定区域の場所の確認が必要な場合は、下記の問い合わせ先で詳細な図面を閲覧することができます。津波等の自然災害から生命を守るため、災害危険区域の指定に伴う建築制限についてご理解とご協力をお願いいたします。

災害危険区域に指定された場合、自力で用意した土地に住宅を再建する方への助成措置として「がけ地近接等危険住宅移転事業」があります（4ページ掲載）。

● 閲覧日程

期 間	時 間	場 所
9月2日～ (土日祝日は除く)	午前8時30分～午後5時30分	山田町役場 2階建設課、3階復興推進課 ※町のホームページでも見ることができます

◆お越しの際は「災害危険区域の図面が見たい」とお声かけください。

● 災害危険区域について

災害危険区域の範囲	災害危険区域の種別
山田地区、織笠地区、船越地区 田の浜地区、小谷鳥地区	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種：想定される浸水深さが2m以上の区域 ・第2種：想定される浸水深さが1m以上2m未満の区域 ・第3種：想定される浸水深さが1m未満の区域

区域や種別の詳細は、上記閲覧場所もしくはホームページで図面をご覧ください

制限の対象となる建築物

- ・制限の対象となる：一戸建住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍等
- ・制限の対象とならない：事務所、店舗、工場、倉庫、ホテル、病院等

居住するための建築が対象で、一時的な滞在のための建築物は制限の対象にはなりません

災害危険区域の建築制限の内容

災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は建築できません。しかし下記の要件を満たすものについては、建築が可能となります。

① 既存不適格建築物

災害危険区域が指定された時点で、すでに建築されていた建築物について行う、修繕、模様替、移転（同一敷地内における曳家）、増築（指定時の延べ床面積の1.2倍を超えないもの）は制限を受けません。

② 防災上支障がないと認められる構造とした建築物

災害危険区域のうち、第1種は住居の用に供する建築物は建築できませんが、第2種と第3種は、基礎の上端を想定浸水深さより高くすることで建築が可能になります。詳しくはお問い合わせください。

【相談、お問い合わせ等詳しくは下記まで】

山田町役場 建設課 建築住宅係 TEL：0193-82-3111（内線：249）

山田町役場 復興推進課 TEL：0193-82-3111（内線：341、342、346）

【山田町ホームページアドレス】

<http://www.town.yamada.iwate.jp/>

災害公営住宅の建設予定場所をお知らせいたします

このたび、災害公営住宅の建設予定地と整備予定戸数が決まりましたので、お知らせします。整備予定戸数は、全19団地831戸で、そのうち岩手県が547戸、山田町が284戸を整備する予定となっています。

正式な利用方法が決まっていなかった柳沢町営住宅A～C棟は、改修を行い被災者向けの公営住宅として再整備します（居住部分は2階から上の部分となる予定です）。

また、個別面談時に集合と戸建というタイプ分けをしておりましたが、集合タイプと2戸1棟長屋タイプ（居住部分は分離しているが、物置等で2戸間を連結）の2種類を整備します。

最も早い完成は、豊間根団地（農村婦人の家付近）の72戸で、平成26年4月に入居できるように進めていきます。部屋の間取りや家賃、入居の選考基準などについては決まり次第お知らせします。

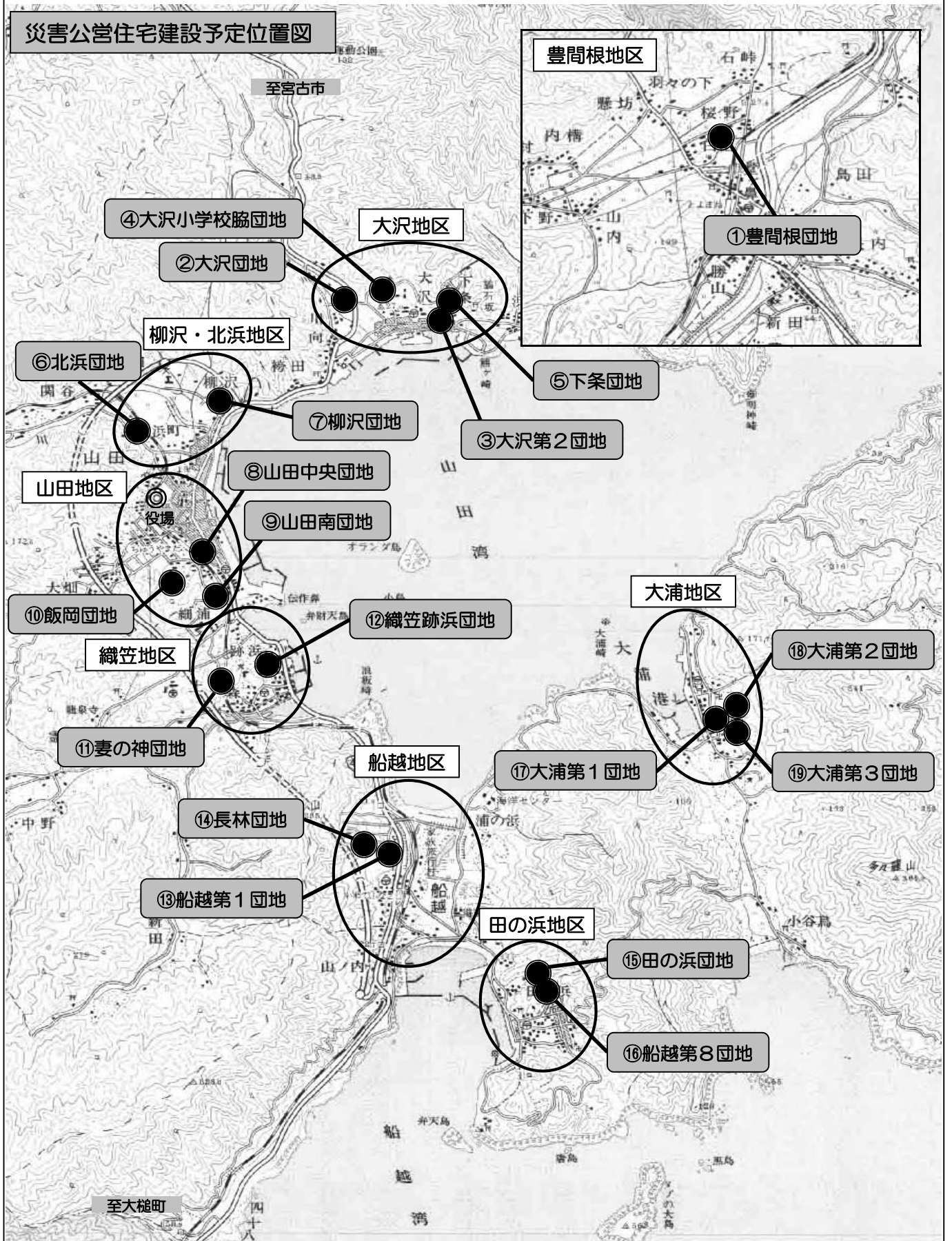
また、災害公営住宅への入居希望調査を年内に実施する予定です。実施時期が決まり次第、かわら版等でお知らせいたします。

●建設予定地区と整備予定戸数

地区名	団地名	事業主体	入居予定年度	予定整備戸数		
				集合	長屋 (2戸1棟)	計
豊間根地区	①豊間根団地	県	H26	72		72
大沢地区	②大沢団地	県	H27	35		35
	③大沢第2団地	県	H29	20		20
	④大沢小学校脇団地	町	H28		17	17
	⑤下条団地	町	H28		16	16
柳沢・北浜地区	⑥北浜団地	県	H27	90		90
	⑦柳沢団地※	町	H27	49		49
山田地区	⑧山田中央団地	県	H29	140		140
	⑨山田南団地	県	H29	70		70
	⑩飯岡団地	町	H28		115	115
織笠地区	⑪妻の神団地	県	H27	70		70
	⑫織笠跡浜団地	町	H28		22	22
船越地区	⑬船越第1団地	県	H29	30		30
	⑭長林団地	町	H28		21	21
田の浜地区	⑮田の浜団地	県	H28	20		20
	⑯船越第8団地	町	H28		13	13
大浦地区	⑰大浦第1団地	町	H26		10	10
	⑱大浦第2団地	町	H28		10	10
	⑲大浦第3団地	町	H28		11	11
計				596	235	831

※柳沢団地は、既存の町営住宅を改修し、使用します。

災害公営住宅建設予定位置図



【お問い合わせ先】

山田町役場 建設課 建築住宅係

TEL : 0193-82-3111 (内線 : 244、245)

災害危険区域の指定に伴う住宅の自力再建に係る支援策について

町では、「災害危険区域」を正式に指定します。これに伴い、東日本大震災発災時点で災害危険区域内に居住していた、または現在も居住している方で町が整備する高台の集団移転（防災集団移転促進事業）ではなく、自力で用意した土地に個別に移転する方に対し、住宅再建の費用を一部補助します。

《山田町がけ地近接等危険住宅移転事業》

項目	内容
対象者	次のすべてに該当する方 ①平成23年3月11日の時点で災害危険区域内に居住していた方、または現在も居住している方 ②山田町内の災害危険区域外の安全な場所に移転する方 ③申請時に新たな移転先住宅に係る契約や工事等が未着手である方
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・防災集団移転事業で高台に土地を求め移転する方や、町外へ移転する方、従前地（災害危険区域の第2種、第3種）に盛り土等をして再建する方は対象外です。 ・町の交付決定以前に土地や建物の売買や金銭消費貸借契約などを行って行っている場合、完成もしくは着工済みである場合は、当事業の対象ではありません。 ・書類が整い申請を受け付けてから1か月程度審査に時間を要します。早めにご相談や申請を行うようにしてください。 ※すでに完成もしくは着手している場合に受けられる他の補助制度 「山田町復興住宅融資利子補給補助金」 →住宅再建に係る借入に対する助成。詳しくはかわら版第15号をご覧ください。 「山田町被災者再建住居移転事業補助金」 →住居移転（引越）に係る費用に対する助成。詳しくはかわら版の平成25年4月1日付け号外をご覧ください。
補助額	①住宅再建費用に対する借入金の利子相当額（利率は年8.5%以内） <ul style="list-style-type: none"> ・住宅新築／購入に対する借入：上限444万円 ・土地購入に対する借入：上限206万円 ・住宅用地造成に対する借入：上限58万円 ②住宅移転に伴う引越費用等 <ul style="list-style-type: none"> ・上限78万円
申請期間	平成25年9月2日～平成28年3月31日（工事完了期日）
申請方法	町建設課に備え付けてある申請書に必要事項を記入し、必要書類と一緒に申請してください。
問合せ先	山田町役場2階 建設課 建築住宅係 電話：0193-82-3111（内線：244、245）

岩手県行政書士会によるなんでも相談会について

今月の岩手県行政書士会によるなんでも相談会の日程についてお知らせします。

相談会日程

開催日	時間	会場
9月14日（土）	10:00～15:00	猿神担い手仮設住宅集会所

【予約・問い合わせ先】岩手県行政書士会事務局 TEL：019-623-1555
 ※予約は前日まで受付。お電話の際は山田町のなんでも相談会の件とお申し出ください。